

2015年度 法科大学院

特待生入学試験問題

4 時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(短答式)

試験時間合計 60 分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙には受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従ってそれぞれ正しく記入してください。
5. 解答番号は、必ず解答用紙の解答欄に一つずつ記入してください。解答用紙の解答欄以外に記入された解答番号はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

問 1 訴えの提起に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴えの提起は、訴状を裁判所に提出してしなければならない。
2. 確認の訴えは、法律関係を証する書面の成立の真否を確認するためにも提起することができる。
3. 将来の給付を求める訴えは、あらかじめその請求をする必要がある場合に限り、提起することができる。
4. 数個の請求は、同種の訴訟手続による場合に限り、一の訴えであることができる。

問 2 移送に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 第一審裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、訴訟の著しい遅滞を避け、又は当事者間の衡平を図るため必要があると認めるときは、職権で、訴訟の全部または一部を他の管轄裁判所に移送することができる。
2. 簡易裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、職権で、訴訟の全部または一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。
3. 第一審裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、当事者の申立て及び相手方の同意があるときは、訴訟の全部または一部を申立てに係る地方裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならない。
4. 簡易裁判所は、その管轄に属する不動産に関する訴訟につき被告の申立てがあるときは、その申立ての前に被告が本案について弁論した場合を除き、訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送しなければならない。

問 3 訴訟能力に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 未成年者及び成年被後見人は、訴訟能力を欠く者であるから、法定代理人によらなければ、訴訟行為をすることができない。
2. 訴訟能力は、当事者として訴訟を進行するのに必要な能力であるから、他人の訴訟代理人として訴訟行為をする場合には問題とならない。
3. 訴訟能力は個々の訴訟行為の有効要件であるから、訴訟能力を欠く者による訴訟行為又はこれに対する訴訟行為は当然に無効となる。
4. 訴訟能力を欠く者が訴えを提起し、又は訴状の送達を受けたときは、訴訟係属自体が不適法となるからから、訴訟能力の欠缺が補正されない限り、訴えは却下される。

問 4 訴えの利益に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 判例によれば、父母の両者または子のいずれか一方の死亡後における親子関係存否確認の訴えには、訴えの利益が認められない。
2. 判例によれば、特定の財産が特別受益財産（民法 903 条 1 項）であることの確認を求める訴えには、訴えの利益が認められる。
3. 判例によれば、遺言者が生存中に受遺者に対して遺言の無効確認を求める訴えには、訴えの利益が認められない。

- 判例によれば、訴訟代理権を証する書面の成立の真否の確認を求める訴えには、訴えの利益が認められる。

問5 訴状の送達に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

- 裁判長が補正を命じても原告が訴状の送達に必要な費用を予納しない場合には、その訴状は、命令で、却下される。
- 訴えの提起による法律上の期間遵守の効力は、訴状が被告に送達された時に生ずる。
- 被告に対する訴状の公示送達は、原告の申立てがなければすることができない。
- 訴状の送達は、公示送達による場合を除き、訴状が被告に到達した時からその効力を生ずる。

問6 訴訟指揮に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

- 裁判長又は陪席裁判官が、口頭弁論の期日外において、訴訟関係を明瞭にするため、事実上及び法律上の事項に関し、当事者に対して問を發したときは、その内容を相手方に通知しなければならない。
- 当事者は、訴訟の指揮に関する決定及び命令に対しては、異議を述べることができない。
- 裁判所は、当事者を異にする事件についての口頭弁論の併合を命じた場合、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかった当事者のため、職権で、その尋問をしなければならない。
- 訴訟の指揮に関する決定及び命令は、いつでも取り消すことができる。

問7 証拠に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

- 証拠の申出は、期日においてしなければならない。
- 裁判所は、相当と認めるときは、裁判所外において証拠調べをすることができる。
- 証拠調べは、当事者が期日に出頭しない場合においては、することができない。
- 裁判所は、決定で完結すべき事件については、職権で、参考人又は当事者本人を審尋することができる。

問8 判決に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 終局判決も中間判決も、公開法廷における言渡しによってその効力を生ずる。
- 裁判所は、言い渡した判決に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、職権で、いつでも更正決定をすることができる。
- 判決の言渡しは、判決書の原本に基づいてしなければならない。
- 判決の言渡しは、当事者が在廷しない場合においても、することができる。

問9 反訴に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

- 訴訟代理人が、相手方からの反訴に対して応訴する場合には、本人からの特別の委任が必要である。
- 控訴審においては、反訴の提起は、相手方の同意がある場合に限り、することが

できる。

3. 被告が反訴で地方裁判所の管轄に属する請求をした場合、簡易裁判所は、決定で、本訴及び反訴を地方裁判所に移送しなければならない。
4. 反訴に対する反訴（再反訴）は認められない。

問 10 控訴に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 被控訴人は、控訴権が消滅したあとであっても、口頭弁論の終結に至るまで、附帯控訴をすることができる。
2. 補助参加人は、控訴を提起することができない。
3. 控訴の提起は、控訴状を控訴裁判所に提出してしなければならない。
4. 控訴が不適法でその不備を補正することができないときは、控訴裁判所は、口頭弁論を経ないで、決定で、控訴を却下することができる。

(解答は全て解答用紙に記入すること)

[刑事訴訟法]

問1 弁護人に関するつぎの記述のうち、適切なものの組み合わせを一つ選びなさい。

- ア. 弁護人には私選弁護人と国選弁護人とがある。
- イ. 被告人に対する国選弁護制度は存在するが、被疑者に対する国選弁護人制度は存在しない。
- ウ. 弁護人が出頭しなければ、いかなる事件の審理も開廷することはできない。
- エ. 被告人の配偶者も私選弁護人を選任することができる。

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. ウエ

問2 被害者参加制度に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

- 1. 被害者参加制度が導入されたことにより、検察官と被告人・弁護人が攻撃防御を行い、裁判所が中立的な立場で判断するという当事者対立の基本構造が変化したことになる。
- 2. 被害者参加人の権限の多くは、まず弁護人に申し出て行使することが予定されている。
- 3. 被害者参加人は、事実又は法律の適用について意見を陳述することはできない。
- 4. 被害者参加人は、証人尋問や被告人質問を行うことが認められる場合もある。

問3 任意捜査と強制捜査に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1. 強制捜査の例として、逮捕・勾留、捜索・押収が挙げられ、任意捜査の例として、第三者の取調べ、鑑定の嘱託が挙げられる。
- 2. 刑訴法 197 条 1 項によれば、任意捜査の原則が導かれる。
- 3. 最高裁判所の判例に照らせば、任意捜査と強制捜査は、有形力行使の有無によって区別される。
- 4. 令状主義は、強制処分に対する司法的抑制の理念に基づくものである。

問4 以下に掲げる最高裁判所の判決の一部について、空欄を埋める語句の組み合わせとして、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

「所持品検査は、(ア) 手段である (イ) に附随してこれを行うことができる場合があると解するのが、相当である……所持人の承諾のない限り所持品検査は一切許容されないと解するのは相当でなく、(ウ) に至らない程度の行為は、(エ) にわたらない限り、所持品検査においても許容されることがあると解すべきである。」

- 1. ア. 強制 イ. 逮捕 ウ. 捜索 エ. 強制
- 2. ア. 任意 イ. 検挙 ウ. 押収 エ. 緊急
- 3. ア. 強制 イ. 職務質問 ウ. 領置 エ. 緊急
- 4. ア. 任意 イ. 職務質問 ウ. 捜索 エ. 強制

問5 現行犯逮捕・準現行犯逮捕に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 現行犯逮捕を無令状で行えることは刑訴法 212 条が創設した権限であり、憲法 33 条自体は、逮捕についてはいかなる場合においても令状を要する旨を定めている。
2. 現行犯人に対して、誰でも、逮捕状なしに逮捕できるのは、犯人であることが逮捕者に明らかであり誤認逮捕のおそれがないことや、犯人を確保し、犯罪を制圧するなど直ちに逮捕する必要性が大きいことなどを根拠とすると考えられる。
3. 「現に罪を行い終わった」（刑訴法 212 条 1 項）に該当するか否かの判断は時間的・場所的な接着性を検討するが、その際、逮捕しようとした者が追跡を継続した場合には、この接着性がやや緩やかに解されることになる。
4. 準現行犯人の要件の一つである「誰何されて逃走しようとするとき」（刑訴法 212 条 2 項 4 号）とは、例えば警察官から「こんな夜遅くに何をやってるんだ」と声をかけられて慌てて逃げ出した場合である。

問6 勾留に関するつぎの記述のうち、適切なものの組み合わせを一つ選びなさい。

- ア. 勾留の請求は、検察官のほか、司法警察員も行う権限がある。
- イ. 勾留の要件を定める刑訴法 60 条 1 項は、被疑者が住居不定であること、被疑者に罪証 隠滅のおそれがあること、被疑者に逃亡のおそれのあることの全部を満たすことを要求している。
- ウ. 被疑者の勾留期間は、勾留を請求した日から 10 日間であるが、裁判官は、やむを得ない事情がある場合は、検察官の請求により、通算して 10 日を超えない限度で延長することができる。
- エ. 裁判官は、被疑者が逃亡した場合を除き、被疑者に被疑事件を告げ、これに関する陳述を聴くという勾留質問を行わなければ、勾留を決定することはできない。

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. ウエ

問7 訴因に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 訴因は、審判対象の範囲を画定するという機能と、被告人の防御の範囲を明らかにする機能を有するから、訴因がいかなる犯罪を表示しているのか判然とせず、審判の対象がはっきりしないため被告人の防御の利益が著しく侵されるようなものであれば、起訴は無効となる。
2. 最高裁判所の判例に照らせば、不法出国という出入国管理令違反の罪の訴因に関して、日時が 6 年余の幅を持ち、場所が単に「本邦より」としたのみであり、出国の方法につき具体的に表示されていないとしても、当該犯罪の種類・性質等により詳細にできない事情がある場合には、訴因の特定として十分である。
3. 最高裁判所の判例に照らせば、覚せい剤使用罪の訴因に関して、日時が「昭和 54 年 9 月 26 日ころから同年 10 月 3 日までの間」、場所につき「広島県高田郡吉田町内及びその周辺において」、方法につき「覚せい剤……若干量を自己の身体に注射又は服用して施用し」という記載は、覚せい剤使用罪の種類・性質等の特殊性を考慮しても、被告人の防御の利益を著しく害するから、特定が不十分である。
4. 訴因が特定しない場合、公訴提起の手續が法令に違反して無効となるため公訴棄却の判決がなされることになるが、訴訟経済の観点から、まず検察官に釈明を求め

て、検察官が訴因を補正して特定させれば、有効な公訴提起として扱ってよい。

問 8 訴因変更に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 公訴事実が審判対象と考えると、その範囲内における変更は当然許されるものであり、当初の訴因を巡って攻撃防御を行ってきた当事者に不意打ちを与えないようにするために訴因変更の手續が設けられたと解することになる。
2. 訴因変更が公訴事実の同一性を害しない限度において許されるということは、公訴事実の同一性が認められる範囲内で審理の対象となり得ることになるが、一事不再理効の効果は訴因の範囲内に限られる。
3. 最高裁判所の判例に照らせば、殺人罪の共同正犯の事案において、実行行為者が誰であるかは被告人の防御にとって重要な事項であるから、検察官が訴因において実行行為者を明示した場合には、それと異なる実行行為者を認定するには訴因変更が欠かせない。
4. 最高裁判所の判例に照らせば、裁判所が訴因変更命令（刑訴法 312 条 2 項）を出したにもかかわらず、検察官がこれに応じない場合、命令に形成力が認められる。

問 9 証拠による証明に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

1. 証拠能力が認められ、かつ、公判廷における適法な証拠調べを経た証拠による証明が厳格な証明であり、刑罰権の存否及び刑罰の量を定める事実は厳格な証明が必要である。
2. 一般に知れ渡っている公知の事実については、厳格な証明の対象であっても証明の必要はないとされており、例えば、東日本大震災直後、東京都内の交通機関が混乱したという歴史的事実が、公知の事実の例に挙げられる。
3. 刑事訴訟においては、「疑わしきは被告人の利益に」という原則が妥当するので、証明を要する犯罪事実等の実質的挙証責任は検察官が負う。
4. 刑訴法が当事者主義を採用していることに照らせば、正当防衛などの違法性阻却事由については挙証責任を転換し、被告人側に挙証責任を分配することに疑いを入れる余地はない。

問 10 伝聞証拠に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

1. 刑訴法 321 条 3 項は、捜査機関の検証結果を記載した書面について伝聞例外を認める要件として、作成者が公判期日に作成の真正を供述することを規定している。
2. 刑訴法 322 条 1 項は、被告人の供述を録取した書面について伝聞例外を認める要件について、検察官が録取した場合は任意性、司法警察員が録取した場合は絶対的特信状況を規定している。
3. 刑訴法 326 条 1 項は、相手方が証拠とすることに同意した書面については無条件で伝聞例外となることを規定している。
4. 刑訴法 328 条が規定する弾劾証拠の意義に関して、最高裁判所の判例は、証明力を争おうとする供述をした者の相反する供述（自己矛盾供述）に限られないとしている。

（解答は全て解答用紙に記入すること）